



平成 18 年 7 月 3 日

記者資料配布

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時提供：名古屋・京都・神戸の各経済記者クラブ)

名京阪神 4 商工会議所による

「平成 19 年度中小企業対策に関する要望」建議について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部
(中川・伊藤)
06 - 6944 - 6304

【概 要】

- 大阪・名古屋・京都・神戸の 4 商工会議所は、本日、「平成 19 年度中小企業対策に関する要望」を共同で内閣総理大臣はじめ政府関係機関などへ建議する。本要望は 4 商工会議所の各担当委員会で取りまとめたもの（大阪商工会議所は中堅・中小企業委員会＝更家悠介委員長・サラヤ(株)社長）。
- 今回の要望の特徴は、新たな飛躍をめざす中小企業への支援を強く求めている点。
同時に、中小製造業のモノづくり技術支援や、金融対策の拡充・強化、さらには地域産業の振興・交流促進など合計 22 項目の実現を求めている。

【特徴的な要望事項】

- 中小企業の新たな連携への支援拡充<本文 1 ページ>
企業間連携による新事業の創出を目指す「JAPAN ブランド育成強化支援事業」・「新連携対策事業」は、今後一層の需要が見込まれる制度であることから、予算を拡充すべき。
特に、「新連携対策事業」については、地域の支援機関等との情報交換を密にし、新たな連携事業を開拓するとともに、認定事業を積極的に広報し、その後の販路開拓、フォローアップ体制の充実に努めるべき。
- 世界最速高精度試作サイバー工業団地プロジェクトの創設<本文 2 ページ>
中小製造業が生き残るためには、個々の企業が有する高度部材・基盤技術関連の強みを束ね、内外からの受注試作品を最速かつ高精度で仕上げる体制を築くことが重要。そのため、機械、金属・素材、金属加工・素材加工などの中小企業による連携を促進し、熱心な取り組みを行うグループを全国で 10 程度を認定し、活動費を助成する制度を創設すべき。



○ **政府系中小企業金融機関の機能強化<本文3ページ>**

平成20年度の統合・民営化が控えた政府系金融機関について、中小企業への資金供給や利便性に支障をきたすことのないよう、ユーザーの利便性を第一に考えた制度設計、及び融資制度の拡充を図るべき。

○ **中小企業関係税制の改正<本文4～5ページ>**

長年の懸案となっている事業承継税制の抜本的改革を行うとともに、同族法人の留保金課税を全廃すべき。また、ベンチャー企業への投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設すべき。

○ **地域間交流支援制度の創設<本文6ページ>**

国内外の産業集積地間の交流促進は、さらなる競争力強化につながることから、商工会議所などが実施する地域間交流事業を対象にした支援制度を創設すべき。

○ **産業観光振興制度の創設<本文6ページ>**

地域産業を見学・体験するための拠点整備、建物・機械などの保存・活用、健康サービス提供など新たなコンテンツを組み入れた観光モデルコースの設定などを支援するため、これらの産業観光資源の開発費用を助成する制度を創設し、産業観光の振興を通じた地域中小企業の支援を図るべき。

以 上

平成 18 年 7 月

平成 19 年度中小企業対策に関する要望

京 都 商 工 会 議 所
大 阪 商 工 会 議 所
神 戸 商 工 会 議 所
名 古 屋 商 工 会 議 所

我が国経済は、製造業が輸出や設備投資の増加を受けて堅調に推移し、個人消費も消費者マインドの改善に支えられて緩やかに増加しているなど、引き続き回復基調を維持している。しかしながら、中小企業は大企業に比べて景気回復感に乏しく、むしろ業種・規模・地域によるばらつきが見られるとともに、原油価格の高騰や金利上昇など、依然として先行きの不透明感は拭えない。

地域経済の担い手である中小企業は、こうした難しい経営環境下にあっても、事業深化や新規事業展開など新たな飛躍をめざして、積極的な取り組みを続けているところである。

政府はこうしたたゆまぬ努力を続ける中小企業への支援施策を拡充し、一日も早く、景気の本格回復に向けた経済の幅広い底上げを図ることが肝要である。

かかる観点から、下記の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

1. 新たな飛躍をめざす中小企業への支援

(1) 中小企業の新事業展開に対する支援拡充

地域の中小企業の活性化は我が国経済全体の底上げを図るうえで極めて重要な課題である。「中小企業新事業活動促進法」に基づく「創業」、「経営革新」、「新連携」への支援や「JAPAN ブランド育成支援事業」については、さまざまな成長段階にある中小企業者等を支援する施策として、今後一層需要が見込まれる制度であり、事業者のチャレンジする意気込みを引き出すものとして、さらなる拡充を図られたい。特に、「新連携」については、地域の支援機関等との情報交換を密にし、新たな連携事業を開拓するとともに、認定事業を積極的に広報し、その後の販路開拓、フォローアップ体制（戦略会議等）の充実に努められたい。

(2)「中小企業の会計に関する指針」の普及

中小企業の資金調達や取引の円滑化のためには、自社の経営状況を的確に把握し、財務情報の精度の向上を図るとともに、信用力のある計算書類の作成と開示が重要となっており、更には円滑な事業承継のためにも求められるものである。

特に、新会社法において、取締役と共同して計算書類を作成する会計参与制度が新設されるなど、中小企業における会計整備の必要性、重要性が高まっている状況にあることから、会計参与導入にあたりインセンティブを与えるなど「中小企業の会計に関する指針」の定着に向けての施策を実施されたい。

(3)小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

平成18年度から都道府県へ税財源が移譲されている小規模企業等活性化補助金による小規模事業対策については、三位一体改革の趣旨に鑑み、地方公共団体の自主性を活かした事務・事業として、その責任の下で、十分かつ安定的に予算が確保される必要がある。ついては、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて相談指導事業をはじめとする経営支援事業が展開できるよう、商工会議所等との緊密な連携に基づく確実な措置を徹底されたい。

(4)小規模事業者の事業譲渡による事業承継支援

地域経済の発展に寄与し、独自の経営ノウハウや技術を持つ小規模事業者においても、後継者難に悩み、やむなく廃業、清算に追い込まれているケースが少なくない。そこで、独自のノウハウや収益力などの価値（営業権）を適正に評価し、事業譲渡による円滑な事業継続が行えるよう、融資制度や税の軽減等による支援措置を図られたい。

2. 中小製造業のモノづくり技術支援

(1)世界最速高精度試作サイバー工業団地プロジェクトの創設

量産品・普及品生産などの面で躍進著しい中国や韓国などの製造業に対抗して、我が国中小製造業が生き残るためには、個々の企業が有する高度部材・基盤技術関連の強みを束ね、国内外からの受注試作品を最速かつ高精度で仕上げる体制を築くことが重要である。

そのためには、機械、金属・素材、金属加工・素材加工などの中小企業による連携を促進し、グループ内企業が相互に工場見学し、技術や生産性向上について助言しあうことや、技術・設備のデータベースの構築、グループの存在を国内外に発信するためのポータルサイト構築などの取組みが必要である。そこで、例えば、こうしたグループを全国で10件程度を認定し、活動費を助成する制度を創設されたい。

(2) 中小企業の基盤技術の強化支援

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の制定により、先端新産業分野の発展を支える優れた基盤技術（オンリーワン技術）を持つ中小企業の研究開発や技術革新支援、また、基盤技術の継承や知的財産権の保護、活用などを促進するとともに、多くの中小企業が本施策を活用できるよう、その積極的な普及促進とさらなる制度拡充を図られたい。特に、中小製造業の熟練技能者が保有する技能・技術・ノウハウなどを蓄積するソフトウェアの開発・普及を図る中小企業基盤技術継承支援事業の活用を促進するため、導入予定企業を対象にした研修制度やアドバイザー派遣制度を創設されたい。

(3) TL0 の事業展開等への支援

特許流通アドバイザーの TL0 への派遣は平成 18 年度までであるが、その後も継続を図られたい。また、TL0 における一定額以上の特許出願経費は、即時償却出来るようにされたい。さらに、公益法人は未公開株の取得が不可能であるが、TL0 においては法人の形態に関係なく、未公開株の取得ができるように制度を改められたい。

(4) 産学官連携に取り組む中小企業向け無担保無保証融資制度の創設

産学官連携事業に取り組む中小企業にとっては、共同開発研究の初期段階に発生する経費負担が阻害要因となり、研究が進展しにくいケースもみられる。そこで、産学官連携の初期段階において、中小企業が活用できる無担保無保証融資制度を創設されたい。

3 . 中小企業金融対策の拡充

(1) 政府系中小企業金融機関の機能強化

我が国経済を支え地域経済の担い手である中小企業が、厳しい経済環境の中で懸命な経営努力を続けている中で、中小企業向けの金融機能を維持することは極めて重要である。平成 20 年度に政府系金融機関の統合・民営化が控えているが、中小企業への資金供給や利便性に支障をきたすことのないよう、これまでの政府系金融機関の役割に鑑み、ユーザーの利便性を第一に考えた制度設計、及び融資制度の拡充を図られたい。

特に、創業・事業再生等で資金調達が困難な企業や、小規模事業者向けの資金供給機能を強化されたい。また、高い技術力を持つ中小企業やベンチャー企業の自社製品や知的財産などを担保評価する融資制度を政府系金融機関が率先して拡充されたい。

(2) 信用補完制度見直しにあたっての配慮等

中小企業金融において大きな役割を果たしている信用保証制度については、部分保証制度導入により中小企業に対する金融機関の貸出姿勢が消極化するなどの影響が生じさせないよう、十分な配慮を払われたい。特に、信用保証制度に依存する企業に与える影響を最小限に留めるよう、セーフティネット貸付などに対し全額保証を継続するなど柔軟な対応を検討されたい。

また、民間金融機関の金融検査マニュアルについては、中小企業の実態に配慮し、中小企業向け融資に影響を生じさせない運用を図られたい。

(3) 小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

多様な資金需要に対応するため、5人以下となっている商業・サービス業の従業員数要件の緩和。

平成19年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450万円）を本枠（限度額1,000万円）に統合。

国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金（マル経）の融資対象に追加。

返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。

4. 中小企業再生支援協議会の機能強化

産業活力再生特別措置法については、平成20年3月31日までに見直しを行うこととなっているが、依然として中小企業再生支援協議会の果たす役割は大きく、廃止することなく適用期限の延長を図られたい。また、中小企業再生支援協議会での窓口相談、再生計画策定支援業務、再生計画策定後の計画実施のフォローアップの充実等支援措置を一層強化するための予算を十分確保されたい。さらに、中小企業再生支援協議会が扱う再生案件の債務免除益と資産評価損及び期限切れ欠損金の相殺の課税特例について、無条件で特例が適用されるよう対応されたい。

5. 中小企業関係税制の改正

(1) 事業承継税制の抜本的改革

事業用資産は企業が事業継続していくうえでの基本的な経営要素であり、一般の財産とは性格を異にするものである。特に中小企業においては、所有と経営が分離されておらず、相続時に一般財産と同様に相続財産として課税されたとき、事業承継者にとって事業用資産の特異性から相続税の納税のためにこれを

売却処分できず、実質的に担税力がないため納税資金を他の一般資産の処分に求めざるを得ないケースが多く見られる。

ついては、事業用資産を経営の継続を前提に相続税法上、一般の資産と区分し、非課税財産とされたい。

（２）ベンチャー企業育成のための税制拡充

個人投資家によるベンチャー企業への投資を促すため、当該株式の売買で譲渡損が生じた場合に、給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、法人または個人がベンチャー企業に対して行う投資額の一定割合について税額控除できるように認められたい。

（３）同族法人の留保金課税の全廃

同族会社の留保金課税については、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認企業には課税停止措置が取られているが、中小企業にとって経営基盤の強化等に必要な内部留保の拡充を阻害するものとなっているので直ちに全廃されたい。

（４）特定の同族会社の役員給与における損金不算入措置の見直し

平成１８年度の税制改正で適用されることとなった「特定の同族会社の役員給与における損金不算入」措置については、中小企業の大多数を占める同族会社の経営に重大な影響を及ぼすことが懸念される。ついては、同措置の見直しを図られたい。

６．地域産業の振興・交流促進とまちづくり支援

（１）複数市町村単位での産業振興策の支援

少子高齢化・人口減少時代を迎え、一層厳しくなる財政状況の下で地域活力を維持するためには、隣接する市町村それぞれが道路、港湾、上下水道、試験研究機関などを有する一自治体完結型の産業振興策の転換が求められている。今後は、同一経済圏を成す自治体が連携して社会資本の重複投資を避け、既存施設の集約化などにより有効利用を図る広域連携型産業振興策に切り替える必要がある。こうした自主的な取組みを促進するため、複数市町村単位での産業振興に対し金融面などでの支援措置を講じられたい。

(2) 地域間交流支援制度の創設

国内外の産業集積地間の中小企業等の交流促進により、各地域の相互補完、新たな技術開発・商品創出・販路拡大、産業観光など新たなサービス産業の創出など、さらなる競争力強化が期待できることから、商工会議所などが実施する地域間交流事業を対象にした支援制度を創設されたい。

(3) 商業活性化とまちづくり支援

まちづくり3法の見直しにより、今後はより一層地域の意思や取り組みが重要になる。そこで、まちづくりをコーディネートできる人材の育成やコーディネーターの活動に対する支援を強化されたい。また、地域の実情に応じたまちづくりを推進するため、広範な関係者による協議会などの立ち上げを支援されたい。

(4) 産業観光振興制度の創設

地域産業を見学・体験するための拠点整備、建物・機械などの保存・活用、健康サービス提供など新たなコンテンツを組み入れた観光モデルコースの設定などを支援するため、これら産業観光資源の開発費用を助成する制度を創設し、産業観光の振興を通じた地域中小企業の支援を図られたい。

7 . 大規模災害対策への支援

地震等大規模災害が発生した場合には、非常に大きな経済損失が予想されるにもかかわらず、大企業に比べ、中小規模の企業においては対応の遅れが懸念されている。

そこで、地震等大規模災害に対して、中小企業が事前に行う建物や工場設備等の耐震診断や耐震補強のための設備投資、防災用品購入等に際して、補助や税制面での優遇措置を講じられたい。

8 . 改正道路交通法に伴う路上駐車に対する配慮ある運用

道路交通法改正に伴う放置車輛の確認事務等の民間委託については、国民生活に直結し経済活動を支えている物流機能に与える影響が大きいことから、違法駐車対策の推進を図るという法の趣旨は認識しつつも、商店街等地域の活性化に不可欠な配送や貨物等物流関係車輛の専用駐車スペースの整備が不十分な状況を踏まえると、業務に支障の出ないような環境の整備等を図られたい。

以 上